

議案第 4 7 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 2 9 年政令第 9 5 号）が平成 2 9 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成２７年大口町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１第３階層の項中「２，１００」を「０」に改め、同表第４階層の項中「５，１００」を「０」に、「１１，２００」を「９，２００」に改め、同表備考１中「、附則第５条第３項」を「及び第３１４条の９並びに附則第５条第３項」に、「及び附則第５条の４の２第６項」を「、附則第５条の４の２第６項、附則第５条の５第２項、附則第７条の２第４項及び第５項並びに附則第７条の３第２項」に改め、同表備考３中「第３階層又は」を削り、同表中備考４を削り、同表備考５中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同備考を同表備考４とし、同表中備考６を備考５とする。

別表第２ １ ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表備考１中「、附則第５条第３項」を「及び第３１４条の９並びに附則第５条第３項」に、「及び附則第５条の４の２第６項」を「、附則第５条の４の２第６項、附則第５条の５第２項、附則第７条の２第４項及び第５項並びに附則第７条の３第２項」に改め、同表備考３中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

別表第２ ２ ひとり親世帯等の利用者負担額の表中

6, 3 5 0	6, 0 0 0	5, 5 0 0	5, 0 5 0
4, 8 5 0	4, 5 0 0	4, 0 0 0	3, 5 5 0
1 1, 4 0 0	1 0, 5 0 0	8, 9 0 0	8, 5 5 0
9, 9 0 0	9, 0 0 0	7, 4 0 0	7, 0 5 0

「	0	0	0	0	に
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	

0	0	0	0
---	---	---	---

」

改め、同表備考１中「、附則第５条第３項」を「及び第３１４条の９並びに附則第５条第３項」に、「及び附則第５条の４の２第６項」を「、附則第５条の４の２第６項、附則第５条の５第２項、附則第７条の２第４項及び第５項並びに附則第７条の３第２項」に改め、同表中備考２を削り、同表備考３中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同備考を同表備考２とし、同表中備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

別表第４　２　ひとり親世帯等の延長保育料の表中備考１を削り、同表備考２中「におけるこの表の適用については、この表の延長保育料の欄に掲げる額の２分の１の額とする」を「については、延長保育料を無料とする」に改め、同備考を同表備考１とし、同表中備考３を削り、備考４を備考２とし、備考５を備考３とする。

附　則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第１備考１、別表第２　１　ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表備考１及び別表第２　２　ひとり親世帯等の利用者負担額の表備考１の改正規定を除く。）は、平成２９年４月１日から適用する。
- 新条例別表第１備考１、別表第２　１　ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表備考１及び別表第２　２　ひとり親世帯等の利用者負担額の表備考１の規定は、平成２９年度以後の年度分の所得割を計算する場合について適用し、平成２８年度以前の年度分の所得割を計算する場合については、なお従前の例による。

(新)

別表第 1 (第 3 条関係)

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額／人)
階層区分	定義	
第 1 階層	略	略
第 2 階層	略	略
第 3 階層		略
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等を除く。)
第 4 階層		市町村民税所得割課税額 7 7, 1 0 0 円以下 (ひとり親 世帯等に限る。)
		市町村民税所得割課税額 7 7, 1 0 0 円以下 (ひとり親 世帯等を除く。)
第 5 階層		略
第 6 階層		略

備考

- 1 この表の第 3 階層以上における地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 2 9 2 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに附則第 7 条の 3 第 2 項の規定は適用しないものとする。
- 2 略
- 3 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 4 階層のひとり親世帯等を除く世帯であって、特定被監護者等 (子ども・子育て支援法施行令 (平成 2 6 年政令第 2 1 3 号) 第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、3 人目以降については無料とする。
- 4 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 5 階層以上の世帯であって、同一世帯において満 3 歳から小学校 3 年生までの範囲内にある子どもが 2 人以上いる場合 (特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、未就園及び未就学児は含まない。) におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、3 人目以降については無料とする。
- 5 略

(新)

別表第2（第3条関係）

1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

(単位：円)

略

備考

1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。

2 略

3 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

4～6 略

2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）				
階層区分	定義		子ども・子育て支援法施行規則第４条に規定する 保育必要量の認定区分			
			保育標準時間（上段）			
			保育短時間（下段）			
			０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳児以上
第１階層	略		略			
第２階層	市町村民税非課税世帯					
第３階層	略	市町村民税所得割課税額４８，６００円未満	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>
		市町村民税所得割課税額４８，６００円以上７７，１０１円未満	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>
第４階層		市町村民税所得割課税額４８，６００円以上７７，１０１円未満	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>
		市町村民税所得割課税額７７，１０１円以上	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>	<u>０</u>
		略		略		

(新)

第5階層	略
第6階層	略
第7階層	略

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 2 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

3 略

(単位：円)

略

4 略

5 略

(新)

別表第4（第7条関係）

1 ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料

略

2 ひとり親世帯等の延長保育料

略

備考

1 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、延長保育料を無料とする。

2 略

3 略

(単位：円)

略

(旧)

別表第 1 (第 3 条関係)

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額／人)
階層区分	定義	
第 1 階層	略	略
第 2 階層	略	略
第 3 階層		略
		市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等を除く。)
第 4 階層		市町村民税所得割課税額 7 7, 1 0 0 円以下 (ひとり親 世帯等に限る。)
		市町村民税所得割課税額 7 7, 1 0 0 円以下 (ひとり親 世帯等を除く。)
第 5 階層		略
第 6 階層		略

備考

- 1 この表の第 3 階層以上における地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 2 9 2 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 2 略
- 3 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 3 階層又は第 4 階層のひとり親世帯等を除く世帯であって、特定被監護者等 (子ども・子育て支援法施行令 (平成 2 6 年政令第 2 1 3 号) 第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、3 人目以降については無料とする。
- 4 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 4 階層のひとり親世帯等であって、特定被監護者等が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目以降については無料とする。
- 5 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 5 階層以上の世帯であって、同一世帯において満 3 歳から小学校 3 年生までの範囲内にある子どもが 2 人以上いる場合 (特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、未就園及び未就学児は含まない。) におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、3 人目以降については無料とする。
- 6 略

(旧)

別表第 2 (第 3 条関係)

1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

(単位：円)

略

備考

1 この表の第 3 階層以上における地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。

2 略

3 市町村民税所得割課税額が 5 7, 7 0 0 円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが 2 人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第 7 条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第 8 条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、3 人目以降については無料とする。

4～6 略

2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）				
階層区分	定義		子ども・子育て支援法施行規則第４条に規定する保育必要量の認定区分			
			保育標準時間（上段）			
			保育短時間（下段）			
			０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳児以上
第１階層	略		略			
第２階層	市町村民税非課税世帯					
第３階層	略	市町村民税所得割課税額４８，６００円未満	６，３５０	６，０００	５，５００	５，０５０
			４，８５０	４，５００	４，０００	３，５５０
第４階層		市町村民税所得割課税額４８，６００円以上７７，１０１円未満	１１，４００	１０，５００	８，９００	８，５５０
			９，９００	９，０００	７，４００	７，０５０
	略		略			
第５階層	略					

(旧)

第6階層	略
第7階層	略

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降については無料とする。
- 3 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

4 略

(単位：円)

略

5 略

6 略

(旧)

別表第 4 (第 7 条関係)

1 ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料

略

2 ひとり親世帯等の延長保育料

略

備考

1 別表第 2 に規定する階層区分第 1 階層及び第 2 階層の世帯については、延長保育料を無料とする。

2 市町村民税所得割課税額が 77, 101 円未満の世帯におけるこの表の適用については、この表の延長保育料の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とする。

3 市町村民税所得割課税額が 77, 101 円未満の世帯であって、特定被監護者等が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目以降については無料とする。

4 略

5 略

(単位：円)

略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国が示す平成29年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組を受け、利用者負担額等について以下の負担軽減措置を拡大するものです。

2 改正の概要

(1) 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の利用者負担額の無償化

市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等における利用者負担額について、市町村民税非課税世帯並みの0円とします。

(2) 年収約360万円未満相当の1号認定世帯（ひとり親世帯等除く。）の利用者負担額の軽減措置拡大

ア 市町村民税所得割非課税世帯の利用者負担額を2,100円／月から0円とします。

イ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の利用者負担額を2,000円引き下げ9,200円／月とします。

* 1号認定…満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）を利用している子ども 2号認定…満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育園、認定こども園（保育園枠）を利用している子ども 3号認定…満3歳未満の子どもで、保育園、認定こども園（保育園枠）を利用している子ども

(3) 延長保育料の改定について

上記(1)と同様の改定を行います。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用します。ただし、別表第1及び別表第2の備考1の規定は、平成29年度以後の年度分の所得割を計算する場合について適用します。